

中世都市大山崎の展開と寺院

——平安～織豊期の都市構造——

仁 木 宏

【要約】 九～十六世紀の都市大山崎を舞台に、都市の性格と寺院のあり方のかかわりを追究する。国家管理の諸施設が建ちならぶ十世紀までの大山崎の寺院は、国家鎮護の性格を強くもち、イデオロギー的な意味で平安京の西の境界を護持していた。十一世紀から鎌倉時代には、大山崎は数多くの権門によって分割された都市となり、寺院もそれら権門の倉敷や雑色・寄人の居所となった。ところが室町幕府が成立すると、都市民は「神人在所」として大山崎を認定させたため、幕府と結びついた宝積寺を除き、旧寺院は徐々に衰退していった。戦国期には、都市民の惣中が大山崎を支配し、有力都市民はそれぞれのイエの寺庵を建立した。そして都市の中心寺院となった宝積寺とこれら寺庵が、重層的な信仰の構造を形成した。羽柴政権期、大山崎では都市共同体が支配に組み込まれたが、その前提として、都市民の中心であった宝積寺が城郭―城下町プランの中心に位置させられたことがあった。

史林 七五巻三号 一九九二年五月

はじめに

近年、都市をめぐる研究は活況を呈しつつある。中世に限って言えば、京都・堺などの畿内大都市より、中小都市に研究の中心が移った観がある。また文献のみならず、絵図や絵巻物などの絵画史料、発掘によって検出された遺構・遺物、歴史地理学的に地割を復元するための地籍図など多様な史資料を活用する研究が進んでいる。戦国時代から織豊期にかけての城下町研究などは、こうした面で最先端にあるといえよう。^①

中世における都市と寺社の関係についても、例えば建築史学の分野で、伊藤毅氏は、中世後期京都の寺院を「境内」系と「寺内」系に區別し、従来、あいまいなままに議論されていた寺院と町屋の関係を定義づける一つの指針を示している。^② また宮本雅明氏は、博多や尼崎を舞台に、寺院ごとに独立した中世の都市空間が、近世権力によって統一した町割に変貌させられてゆくさまを鮮やかに実証した。^③

文献史学では、斉藤利男氏が、中世前期の都市の広域性、分散性を指摘し、それらの都市の境界に立地する寺社の機能に注目している。^④ さらに保立道久氏は、絵巻物や荘園絵図を分析し、中世前期の地方小都市が疎塊村的「町」と寺社門前の「市」から構成されていたことを明らかにしている。^⑤ これは、密集した家並と常設店舗という、中世都市の既成のイメージへの有力なアンチ・テーゼを提起したものといえよう。

こうした研究によって私たちは、中世都市における寺院の重要性を再認識し、都市空間の中で寺院がどのような位置を占めるかに注意すべきことを学んだ。しかしこれらの研究においては、寺院を主に領主としての側面でもたらえる傾向が強い。もちろんそうした視角は誤りではないが、都市民の信仰との関連でも寺院の位置を考えてゆかねばならない。

また都市空間論はしばしば、都市民の動向、都市共同体への視座を欠いている。かつて日本の都市史研究が西欧の自由都市論の影響を受けて共同体のみを重視しすぎた点を反省した上で、都市民、共同体のあり方、それらが寺院と結びぶ関係がどのように都市の空間構造に反映されているかを解明しなければならぬ。しかもこうして形成される都市構造（社会・空間）が、中世を通じて均一であったわけでは決してない。それがどのように歴史的に展開してゆくのか、そのダイナミズムを追跡する必要があるのである。

本稿で取り上げる大山崎について、私たちはすでに先学の豊富な研究成果を有している。石清水八幡宮神人による油商業については豊田武、脇田晴子、今井修平氏らの研究をあげることができるし、^⑥ 大山崎の諸共同体や宮座についての本多隆成、小西瑞恵、脇田晴子、田端泰子、高牧實氏らの論稿もある。^⑦ これらの論稿はいずれも、八幡宮・地主神などと、荏

胡麻油の特権的商業や都市共同体の関係を明らかにしている。^⑧

だが中世の全期間を通じて、荏胡麻油商業とのかかわりだけで都市大山崎の発展を説明できるわけではない。古代・中世から近世まで、この地に数多くの寺院が立地しつづけたことをどのように説明するのか。「油神人の都市」として大山崎を描くことは可能だが、それだけで中世大山崎の全体像を示したことにはならないのである。中世後期、大山崎が神領とされ、都市民が神人として特権を拡大していった時期、都市民と寺院はどのような関係を取り結んでいたのであろうか。また古代・中世前期や大山崎の近世化の過程で、都市民や寺院によって形成される都市構造はどう変化してゆくのであるか。こうした視角によって、私たちは都市大山崎の歴史を新たな側面から見渡すことができるであろう。

なお本稿作成にあたり、『大山崎町史』本文編・史料編^⑨には史料の所在をはじめ多大の示唆を得た。文中でいちいちふれることはできないが、初めに謝辞を呈しておきたい。^⑩

- ① 最新の代表的成果は、前川要『都市考古学の研究』（柏書房、一九九一年）。
- ② 伊藤「中世都市と寺院」（高橋康夫他編『日本都市史入門』Ⅰ、東京大学出版会、一九八九年）。
- ③ 宮本「空間志向の都市史」（同右書）、同「尼崎」（同右Ⅱ、一九九〇年）。
- ④ 斎藤「荘園公領制社会における都市の構造と領域」（『歴史学研究』五三四、一九八四年）、同『平泉』（岩波書店、一九九二年）。
- ⑤ 保立「宿と市町の景観」（『季刊自然と文化』一三、一九八六年）など。
- ⑥ 豊田著作集三『中世の商人と交通』（吉川弘文館、一九八三年）、脇田「日本中世商業発達史の研究」（御茶の水書房、一九六九年）、今井「大山崎油座の近世的変貌」（『神女大史学』三、一九八四年）など。
- ⑦ 本多「中世末・近世初頭の大山崎惣中」（『日本史研究』一三四、一九七三年）、小西「地主神の祭祀と大山崎惣町共同体」（『日本史研究』一六六、一九七六年）、同「中世都市共同体の構造的特質」（『日本史研究』一七六、一九七七年）、脇田「自治都市の成立とその構造」（『日本中世都市論』、東京大学出版会、一九八一年）、田端「中世大山崎の惣結合」（『中世村落の構造と領主制』、法政大学出版局、一九八六年）、高牧「中世末大山崎の祭祀と頭」（『聖心女子大学論叢』七五、一九九〇年）など。
- ⑧ この他、吉川一郎『大山崎史叢考』（創元社、一九五三年）も貴重な先行研究となっている。
- ⑨ 大山崎町役場、一九八一年（史料編）・一九八三年（本文編）。以下、「町史」と略す。
- ⑩ 中世では、地名としては「山崎」が普通であったが、本稿では史料上の表記を除き、当該都市域をあらわす表現として「大山崎」をもちいる。

I 平安前期の大山崎

1 大山崎の立地と律令国家

山崎の名は、早く白雉四年(六五三)の『日本書紀』に見える(『町史』史料編一頁、以下、「町史1」と略す)が、そこが一躍脚光を浴びるようになるのは、行基が淀川を跨ぐ山崎橋を架橋してからである。『行基年譜』によると、神龜二年(七二五)、行基はこの地に山崎橋を架け、天平三年(七三一)には、山崎院を造営したという(町史1-2)。2節でみるように、大山崎の複数の寺院が行基の開基伝承をもつことから考えると、これらの所伝を一概に否定することはできない。大山崎が奈良時代から交通の要衝であったことはまちがいないからう。^②

やがて長岡京・平安京に都が移ると、山城・摂津の国境に位置する大山崎は都への主要な出入口として重要視されるようになる。その第一の意義は、軍事・交通上の結接点であるところに求められる。国家的な異変・反乱に際し、朝廷が大いに兵を派遣し、駐留させた記事は、大同五年(八一〇)から天慶三年(九四〇)にかけてしばしばみられる(『日本後紀』町史7)『眞信公記抄』(町史28)が、これは西国と平安京を結ぶ交通を扼す位置に大山崎があったことによる。またこの地は、西国の諸国・諸莊園から都の朝廷・公家・寺社へ納められる物資の陸揚げ、中継ぎ地としての機能も負っていた。

平安京の出入口という意味では、そこが境界の祭祀の行われる場であった点にも注目したい。京のいわば「裏鬼門」にあたる当地では、疫神祭や四界祭などが開催されている。こうした祭祀は『延喜式』で最初に確認され(町史22)、ケガレが京へ侵入するのをせき止める場として、イデオロギー的な意味でも大山崎が平安京の境界の地であったことがわかる。当地で、西国から帰還した追捕使の赦えが行われたり、刀伊の捕虜の入京をとどまらせようとしたりしたのも同様の意味を有しよう(『本朝世紀』町史28、『小右記』町史35)。のちの時代も大山崎の軍事・交通上の位置に変わりはないが、このようなイデオロギー的な意味での重要性に当該期の特徴を求めることができる。^③

こうした大山崎に律令国家は様々な施設を整備していった。山崎橋は長岡京造営後は国家の管理下に入り、朝廷は造山崎橋使を任命し、橋守を置くなど、橋の修造・維持に注意を怠らなかつた（『類聚三代格』町史11）。山崎津については、長岡京造営物資の陸揚げ港として建設され、都が平安京に移ったのちも西の外港として大いに賑わったものと推定されている。おそらく山崎橋同様、国家によって整備・管理されたものと思われる。また当地には、山陽道第一の宿駅として山崎駅が設置されていたことが確認され（『類聚三代格』町史6、『延喜式』町史24）、戦略上の要請から山崎関が随時固められた（『貞信公記抄』町史28）。

さらに嵯峨天皇などは当地の風光を好み、河陽離宮をつくって弘仁二年（八一二）から承和十二年（八四五）にかけて行幸を繰り返した（『日本後紀』町史7〜『続日本後紀』町史10）。貞観三年（八六一）にはこの離宮に山崎国府が移され、延喜八年（九〇八）、離宮院の建物が山崎国司管理下に移されている（『三代実録』町史14、『朝野群載』町史21）。九、十世紀の大山崎は、律令国家の直接管理下にある橋梁・港湾・駅・関・離宮・国府などの一大集中地だったのである。

こうした場が都市的な様相を呈するのは時間の問題であった。九世紀から十世紀にかけて、大山崎で酒造が行われたことや遊女がいたことなどが確認される（『日本後紀』町史6）^④。斉衡二年（八五五）には、大山崎の火災で三百余家が消失したという（『文徳実録』町史11）。

朝廷は九世紀の半ば以降、大山崎の在地神である酒解神・山崎神に官位を与え、厚遇している（『続日本後紀』町史8〜）。九世紀後半には犯罪者検挙のため、当地に検非違使が派遣された。検非違使の検察を避けて京中を逃れた「奸猾之輩」が「山崎・与渡・大井等津頭」に多数おり、これを取り締まるためという（『三代実録』町史17）。やがてこうした検非違使の行動は「津廻」として形式化し、大山崎で刀禰とよばれる在地の役人の報告を受けるようになった（『親信卿記』町史32）。だが十世紀も後半になると、住民の鬪乱を契機とする放火によって在家が焼亡する事件がづくようになる（『日本紀略』町史31）。大山崎が平安京近郊の都市的な場として発展していったため住民の移動・交流も活発になり、犯罪者の巢窟と

なりかねない様子がうかがいしられる。

平安京と西国を結ぶ大動脈の喉元を扼し、西国からの大量の物資の陸揚げ港であり、しかも平安京から一定の距離を保つという立地。こうした地理的条件に、山城と摂津の国境というイデオロギー要素も加えて、大山崎は平安前期、都市的な空間として発展を遂げていった。橋・港・駅といった国家管理の施設が集中する当地には、やがて都市民とよぶべき人々が集まり住み、日常的な交流の中で賑わいと喧噪を高めていったことであろう。

こうして都市的な発展を遂げつつあった大山崎には、また多くの寺院が創設されていった。

2 寺院の草創

相応寺 九世紀半ば、朝廷によって建立された。貞観八年（八六六）に定められた四至は「東至橋道、南至河崖、西至作山、北至大路」と表現されている。北を播磨大路（西国街道）、南を淀川の河岸で区画され、東は「橋道」（播磨大路から分かれて山崎橋にいたる）に接する、大山崎随一の要地に立地していたことがわかる（『三代実録』町史15）^⑤。

相応寺のこうした立地の意味はその負わされていた機能から説明できよう。西海で藤原純友の乱が盛んであった天慶三年（九四〇）正月、朝廷の命をうけた僧定玄は相応寺で不動法を修し、内乱の鎮圧を祈った。そしてその翌月には、山崎関に警固使・兵士が派遣され、西国の乱に備えている（『眞信公記抄』町史27～28）。この一連の事件は、イデオロギー的、軍事的に平安京の西の守りの要に位置する大山崎の中でも、相応寺が国家護持の主たる役割を担わされていたことを象徴的に示しているのである。

西願寺（のちの感恩寺） 安貞二年（一二二八）の大政官符によると、山門妙香院は永祚二年（九九〇）、御祈願所になったが、西願寺はその妙香院の別院であったという。^⑥ 康平六年（一〇六三）にも、西願寺は妙香院の別院として確認できるという。^⑦ 次章でみる十三世紀初頭と同じ位置にあったとすれば、播磨大路に面し、橋道よりやや北東寄りに立地したことになる。

慈悲尾山寺（西観音寺、信善谷） 天平十八年（七四六）、聖武天皇の祈願所として行基が開基したという（「大山崎寺改帳」〔元禄五年（二六九三）町史21〕。同寺については、十一～三世紀の数通の譲状が残っており、康平五年（一〇六二）の僧忠覚譲状では、鎮護国家のための草創であることが強調されている（『石清水文書』町史38）。十三世紀以降と同様、当該期も山門末寺で、大山崎の西寄り、天王山の中腹に坊舎が展開していたものと想像される。

宝積寺 神龜四年（七二七）、聖武天皇の勅願によって行基が開基したと伝えるが、確実な初見は長保五年（一〇〇三）である（「大山崎寺改帳」〔前掲〕、『続本朝往生伝』町史33^④）。先述した康平五年（一〇六二）の慈悲尾山寺の譲状では、石清水宮寺・円明寺・宗成寺の住僧らとともに「一門嫡弟」として奥に署名し、譲状の内容を保証している。のちに大山崎の中心部山寄り、西願寺（成恩寺）の裏山に占地するが、当該期の位置は特定できない^⑤。

円明寺・宗成寺（修成寺） 円明寺は大山崎の集落から北約二kmの位置にあり、大山崎の都市域内にふくまれるとはいえない。しかしあとで詳しくふれるように、本稿で中心的な検討対象となる宝積寺にきわめて関連深い寺院であることから可能な限り取り上げておくことにする。

この円明寺と宗成寺の史料上の初見は、先述の康平五年（一〇六二）の慈悲尾山寺の譲状である。すでにこの段階で宝積寺などとならぶ、大山崎の有力寺院であったことが推定されよう。なお、宗成寺の正確な位置は不明である。

以上、大山崎に建立された寺院の姿を平安時代中期まで追ってきた。これらの寺院の多くは天皇や朝廷と深い結びつきを有し、また山門系であることが確認できるものもある。国家管理の都市、平安京の西方守護の要としての大山崎の位置がこれら寺院の性格を規定したといえよう。その意味で、大山崎の諸寺院は程度の差こそあれ、都市大山崎支配のため、律令国家によって政策的に立地させられたものといえよう。

律令国家の首都平安京にとって交通上、軍事上、イデオロギー上の重要点である大山崎には、橋梁・港湾・国府などが整備されていた。それとやらんで甍を競う国家護持の寺院も、朝廷による都市支配の一翼をになっていたといえよう。平

安初中期の大山崎は、諸施設と寺院が密集する、国家の直轄都市であったのである。

- ① 但し、当地域には白鳳期の寺院も存在した(林亨「古代における大山崎地域所在の諸施設に関する一考察」、『水無瀬野』Vol.Ⅲ No.6、一九九一年)。

昔物語集』14—34参照。

② 『門葉記』74所載。鎌倉遺文三七二〇。

③ 『妙香院庄園目録』、『町史』本文編153頁。

④ 「四奈天皇宣旨案」曆仁元年(二二三八)十二月三日『勝尾寺文書』、鎌倉遺文五三四六)によって、山僧の相伝領であったことがわかる。

- ② 館野和己「律令制下の渡河点交通」、『新しい歴史学のために』一六六、一九八二年)、山崎橋・山崎院の位置については、林論文注①。
- ③ 高橋昌明「境界の祭祀」(『日本の社会史』二)、岩波書店、一九八七年)参照。
- ④ 「河陽遊女」については、『日本紀略』永延二年(九八八)九月一日条。

⑤ 『色葉字類抄』(平安末期成立)の宝積寺の項に「天平年中行基菩薩造之寺歌」とある。なお、史料中には宝寺、宝山寺と出てくることも多い。

- ⑤ 現地比定については、林論文注①。その他、相応寺については、『今

⑩ 林亨氏(大山崎町教育委員会)は、宝積寺が行基の山崎院の後身であり、平安年中まで山崎橋のもとにあったと推定している(同氏談)。

II 権門の都市分割と寺院

1 都市支配の変容

淀川水運の開発によって、平安時代中期以後、新たに淀津が賑わいを呈するようになる。そして応徳三年(二〇八六)、白河上皇が鳥羽院を造営する頃には、この鳥羽や淀が都と西国を結ぶ中継基地として圧倒的な地位を占めるにいたった。そのため平安京からより遠く、港湾として拡大発展するための地形条件が十分でなかった山崎津は徐々に衰退していったものと思われる。

また律令国家の衰えは、山崎駅の廃絶をもたらし、山崎橋も承平五年(九三五)に確認されるのを最後に(『土左日記』町史25)、その再建の企ては挫折した。加えて検非違使の津廻や境界祭祀が行われることもなくなる。こうして十世紀の後半以降、国家によって維持・整備されていた諸施設が大山崎から次々と姿を消し、検断やイデオロギー面での管理も行き届

かなくなつてゆく。律令国家の振興政策によつて発展を遂げてきた都市大山崎は、国家による直接的な支配関与を減少させていったのである。

しかし大山崎が都市として衰退に向つたわけではもちろんない。その地が播磨大路（西国街道）の主要な宿駅であることは変わらないし、交通量の増大にともないその重要性はむしろ増していった。鎌倉前期の清水坂非人は京都を中心として幹線交通路をおさえ、畿内近国一円にわたる非人支配権を奈良坂と争つたが、その主要メンバーの内に「山崎吉野法師」がいたことは、大山崎が依然として交通上の拠点であつたことを示す^②。

律令国家の管理を離れた平安中後期から鎌倉時代、大山崎は他の畿内港湾都市同様、諸権門によつて分割支配されたものと推定される。当地には、永承三年（一〇四八）に撰関家の散所が、建長五年（一二五三）に近衛家の散所があつたことが確認される（『宇治関白高野山御参詣記』町史37、『近衛家文書』町史66）。しかも、検非違使一刀禰という律令国家の都市支配組織が撰関家によつて私的に再編されたといわれる。京都の主要外港の地位を失つたため、淀や大津のように諸権門の大規模な倉庫群の存在は想定できないが、淀川や播磨大路沿いにはかなりの数の倉庫が建ち並び、交通運輸業者（舟運業者、馬借・車借）が集住していたものと思われる。そして大山崎の土地は撰関家を中心とする公家・寺社などに占有され、その住民は散所雑色や寄人などに編成されていったのであろう。

寛徳二年（一〇四五）、隣接する撰津国水無瀬荘の土地を山崎住人が購入し、問題となつてゐるが、この事件は大山崎に富貴の者が多かつたことを示す（『内閣文庫所蔵文書』町史37）。こうして富裕化してゐた大山崎住民の姿は、『信貴山縁起』や『宇治拾遺物語』巻八（町史51）に描かれる「山崎長者」に象徴的に表現されているが、彼らも権門に仕える有力者の一人であつたろう。ここに都市市民もその萌芽的な姿を現すのである。

ところで十三世紀初頭には大山崎で荏胡麻油の生産が確認される。正治二年（一二〇〇）、「油売小屋」が史料に見えるし、離宮八幡宮に伝わる最古の古文書は貞応元年（一二三二）、大山崎神人の不破関通過を承認する国司下文である（『明月記』町

史59、『離宮八幡宮文書』1^④。大山崎神人の荏胡麻油商圏が早くも美濃国まで拡大していたことが知られる。脇田晴子氏などによると、遅くとも十二世紀後半には大山崎で荏胡麻油の生産が増え、石清水八幡宮の神人化することでその生産・販売特権を獲得していったものとされている^⑤。但し、大山崎住民の神人化、油神人の特権強化が一気に進むのは十三世紀末を待たねばならない。

律令国家の直接的な保護・支配下からはずれた大山崎は、その交通上の立地条件に注目した撰関家をはじめとする諸権門に分割され、都市民もそれら権門に分属した。荘園公領制の展開は物資の交通をより活発にしたため、大山崎の都市的成長は進み、都市民の集中が一層高まったものと推定される。

では国家の直接的な関与が低減し、都市支配の形態が変わった大山崎において、寺院はどのような機能を果たしたのであろうか。

2 権門所領と寺院

a 権門の寺院支配

関戸院 山崎関に関連する施設で、その付属の建物に起源を有するものと推定される。治安三年(一〇三三)、関預藤原公則が藤原道長を敬待している(『扶桑略記』町史35)、嘉保二年(一〇九五)には関戸院を領所とする源経信が、西国への赴任の途中宿泊している(『為房卿記』町史41)。これらの例から、関戸院は公家が所有・管理し、その宿泊・休憩に供される施設であったことがわかる^⑥。

成恩寺(西願寺) 西願寺は、先にみたように十、十一世紀には山門妙香院末寺であったが、妙香院検校の良快は、師檀関係にあった兄九条良平に同寺を譲った。以下、安貞二年(一二二八)の太政官符によると、良平は当寺を成恩寺と改名し、回廊・鐘楼・大門などを造立した。そして鎌足以下祖先の影像を安置し、当寺の「俗官・僧官共、当左相後胤之仁」が嗣

ぐように定めた。さらに、当寺とは別に浄土院に阿弥陀仏を造立し、修成寺を復興し、これら二寺と成恩寺に阿闍梨を置いた。その上で朝廷から太政官符を得て、寺域を「東限溝口谷、南限播磨大路北、西限西谷西峰、北限八王寺山南谷」と確定し、寺域内の不入権を獲得したのである。^⑦ こうして西願寺は、九条家の寺＝成恩寺にその姿を一変させた。

ところが寛喜年中（一二二九〜三二）、良平は、成恩寺を洛中九条坊門万里小路に移転してしまった（成恩院と改名）が、弘安二年（一二七九）、今度は一条実経が、東福寺末寺として大山崎に成恩寺を創建した。^⑧ 実経は良平の兄良経の孫であった関係から旧成恩寺の寺地を譲られたのであろう。こののち長く成恩寺は、東福寺末で一家の寺として相伝されてゆく。

円明寺 建暦三年（一二二三）の天台座主慈円の所領譲状に、山門無動寺管轄下の寺院として見え『華頂要略』町史61）、承久元年（一二二九）には、「院御惱御祈」のため愛染王法が修されたことがわかる（『光台院御室伝』町史62）。

ところがその後、当寺は西園寺家の「円明山荘」と呼ばれるようになり、寛喜二年（一二三〇）には西園寺公経が当寺を訪れ、翌年には九条道家が方違に当寺を利用してゐる。^⑨ この前後に当寺は公経から道家へ譲与されたらしい。^⑩ 建長二年

（一二五〇）、道家は円明寺山荘等を息一条実経に譲り（『九条家文書』町史65）、のちに円明寺殿と呼ばれる実経は弘安七年（一二八四）、当寺で西大寺叡尊から受戒されている。^⑪ こうして円明寺は一家の寺として相伝されてゆくのである。

修成寺 成恩寺の条でみたように、十三世紀前半、九条良平によって復興されたが、十三世紀の後半には、石清水八幡宮の神官の家に相伝されている。文永十一年（一二七四）の宮清処分状では宮清から尚清に与えられ、^⑫ 永仁五年（一二九七）の譲状では山（栗林）とともに尚清から宮一若に譲与されているのである（『石清水文書』町史73）。九条家が成恩寺を洛中に移してから当寺の所有権が神官家に流入したものであろうか。

西観音寺（慈悲尾山寺） 建長四年（一二五二）、当寺に西接する撰津国水無瀬荘と境界相論が発生した。和与の命令を伝える座主宮令旨が、「中堂執行」に対し西観音寺への下知を令していることから、当寺が山門支配下の寺院であったことがわかる（『西観音寺文書』町史66）。また当寺は永仁四年（一二九六）、宝積寺と山林相論を交えるが、その間の史料を参照して

も、当寺が撰閲家や石清水八幡宮などと関係をもったことは確認できない(『宝積寺文書』町史73)。

以上、十一～三世紀における大山崎の寺院を取り上げてきた。その結果、西観音寺を除き、撰閲家や石清水八幡宮の神官家などがそれら寺院を取り込み、イエの寺として再編・相伝してゆく様子が共通してみられた。寺家衰退の原因は様々であろうが、都市支配の変化がそこにある寺院の性格をも変えたといえよう。

b 宝積寺と西園寺・一条家

建暦三年(一二三三)の慈円の譲状の中で、宝積寺は円明寺と同様、無動寺管轄下の寺院としてあらわれる(『華頂要略』町史61)。貞永元年(一二三三)には、寺全体に大きな被害を被る火災に遭ったため、翌天福元年(一二三三)、本尊十一面観音像が新造されることになって奉加が集められた。奉加帳によると、延暦寺の山僧が奉加の主導的役割をはたしたことがわかる。奉加参加者のうち地名記載が付されたものはすべて洛中であり、参加者のほとんどは洛中の庶民と推測される。山僧の力によって洛中を中心に奉加がなされ、観音像が造立されたといえよう。当寺が山門の強い影響下、保護下にあったことを示す。ところが嘉禎四年(一二三八)、西園寺公経が当寺に対して祈禱命令を出している(『宝』町史64、No.3)。西園寺家の領主権は仁治二年(一二四二)、一層はつきりする。この年、宝積寺の寺僧にかかる雑事を免除されるための運動が、天台座主慈源(九条道家息)と山僧澄舜堅者によっておこされた。九月十九日付の西園寺公経御教書は雑事免除を家司藤原永光に命じたもので、同月二十三日付の某下文で免除が決定したらしい(『宝』町史64、No.4～8)。下文の発給者は不明であるが、免除権(雑事賦課権)の少なくとも一端が公経にあったことはまちがいない。

西園寺家が宝積寺に対する領主権をどのようにして獲得したかは明らかではないが、その一つのきっかけは貞永元年の宝積寺の炎上に求められるだろう。炎上後の復興に山僧が尽力したことは確かだが、その数年後の嘉禎四年、西園寺公経が宝積寺に祈禱命令を出していることは、公経が宝積寺再興に一定の影響力を及ぼしたことを推測させる。

これより四十年後の弘安四年（一二八二）、女房三位家政所下文によって、宝積寺に西谷一所が寄進された〔宝〕町史70、No.17）。この文書の端裏には「一条殿御教書」とあり、女房三位とは一条実経の娘萬秋門院と推定される^⑬。但し、端裏書からも明らかのように、宝積寺への事実上の寄進主体は一条実経であった。さらに永仁四年（一二九六）、西観音寺との山林相論に際し、一条内実（実経の孫）が宝積寺の住侶を召し上げている〔宝〕町史73、No.21）。これは、宝積寺の領主としての一条家の行為とみられ、宝積寺が一条家に相伝されていることがうかがえる。

こうして、律令期以来、国家の庇護を受け、山門の影響下にあった宝積寺も十三世紀の間に、朝幕政治の中で重きをなした西園寺家・一条家の寺に変化し、相伝されていったのである。

c 都市景観と寺院の機能

中世の大山崎の都市景観がどのようなものであったのか、比較的史料が豊富な室町・戦国時代でさえ、その復元は容易ではない。ここでは、如上の考察をふまえて十一～十三世紀の姿を想像してみたい。

播磨大路の両側から淀川にかけては倉庫が建ち並んでいたであろう。これは撰関家を中心とする諸権門がそれぞれ占地したもので、大小の倉敷が入り組んでいたものと思われる。倉庫とやらんで目立つのは大小の寺院である。相応寺や成恩寺は四至の二辺を播磨大路とし、広い敷地を境内としていた。また関戸院や仲興寺も大路から遠くないところに立地していた^⑭。さらに宝積寺や西観音寺は大山崎の北方、天王山の中腹に位置して周辺の山林を領した。近世の絵図を見ると、両寺の参道沿いに数ヶ所の子院が描かれているが、中世ではより多くの院坊や民屋が門前に立ち並んでいたのではなからうか。このような景観復元に大過ないとすれば、中世前期の大山崎は、播磨大路沿いに倉庫や寺院がある程度密集し、また山際にも寺院とその門前が展開していたことになる^⑮。全体として統一された都市を想定することは困難で、中世都市特有の錯雑し、複合的、多元的な空間構造を示していたといえよう^⑯。

ところで先にみたようにこの頃の寺院の多くは撰閥家や石清水八幡宮の神官家などの支配下にあった。当該期の都市民を形成する散所雑色や八幡宮寄人たちの多くはいまだ独立した屋地を有さず、倉敷の一角やこれら寺院の境内・門前などをあてがわれて散居していたものと思われる。また寺院が権門の倉庫機能を担っていた場合もあったであろう。淀など他の港湾都市にくらべて、大山崎において寺院の占める位置が卓越していることもこのことを裏づける。

撰閥家をはじめとする諸権門が大山崎諸寺院の領主権吸収を進めた背景には、倉庫を確保し、交通運輸業者を掌握しようとする、都市支配の意図があったといえよう。大山崎の寺院は、当該期の都市支配のための最も重要な構成要素だったのである。

① 山崎橋の修復命令は天慶八年(九四五)までみられる(『貞信公記抄』町史30)。

② 大山喬平「奈良坂・清水坂阿宿非人抗争雑考」(『日本中世農村史の研究』、岩波書店、一九七八年)。

③ 十二世紀半ばの成立と考えられている。

④ 以下、離宮八幡宮文書は『離宮』と略し、その中世分については、『町史』史料編における文書番号を記す。

⑤ 脇田論文注はじめに⑦など。

⑥ 脇田論文注はじめに⑦。平家都落ちの時には、関戸院に「玉の御興」をすえて男山を拝んだという(『平家物語』町史46)。

⑦ 史料注1⑥。

⑧ 『京都府の地名』(平凡社、一九八一年)「成恩寺跡」。

⑨ 『明月記』寛喜二年六月二十一日条、同三年二月二十七日条など。

⑩ 建暦三年に円明寺を譲った慈門の兄九条兼実の孫が道家であり、また公経の娘淑子の夫が道家であることが相伝の理由であろう。関連人物の系図については、拙著『大山崎宝積寺文書』(博物館の古文

書八、思文閣出版、一九九一年)20頁参照。

⑪ 『感身覚生記』(京都大学文学部所蔵)。

⑫ 『石清水文書』六(菊大略家文書31)。

⑬ 拙著注⑩27頁の表3『宝積寺文書』一覽の№21。『宝積寺文書』については以下、『宝』町史73、№21のように注記する。但し、『町史』史料編に採録されていないものは頁数を略す。

⑭ 九世紀には、平安京の西の守りの要たる大山崎の立地を象徴的に示していた相応寺は、十二、三世紀、検校別当を定められる寺院として史料に散見するだけとなり、その性格については不詳である(『兵範記』町史44、『玉藻』承久二年三月二十五日条)。川端新氏の御教示をえた。

⑮ 『町史』史料編美術資料。但し、大山崎の都市民が全くふくまれていなかったとは即断できない。なお、この奉加帳については、西川杏太郎「仏教信仰資料としての仏像境内納入品」(『元興寺仏教民俗資料研究所年報』、一九七〇年)参照。同論文については、元興寺文化財研究所の方々の御教示をえた。

⑩ また承久二年には、「宝積寺西谷林」が石清水八幡校校祐清(?)から田中女房に譲られており、神官家の影響があったこともわかる(『石清水文書』一169)。

⑪ この事件に関する文書の多くは年欠であるため『町史』史料編にはほとんど収録されていない。そこで以下、未収録史料を載せておく。

I 『宝』No.4

〔端裏書〕

「今出川殿御教書案 陸奥入道殿奉書」

座主御房御教書并山僧澄舜解状如此、子細見于状候、任先度御下知之旨、於宛權雜事之考、早可令免除給候由、所被仰下候也、恐々、

九月十九日

進上 前木工権頭殿

沙弥理澄 在判

II 『宝』No.5

〔端裏書〕

「今出川殿御教書案 陸奥入道殿奉書」

山僧澄舜申宝積寺間事、委申入候、免除状申進之候、以此旨可然様可令披露給候、恐惶謹言、

九月十九日

沙弥理澄 奉

III 『宝』No.6

宝積寺間事、座主御房御教書并澄舜解状給預了、不日申賜下知候了、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

九月廿日

前丹波守永光 (藤原)

IV 『宝』No.8

以此旨申入候之処、寺事日本可有御口入候之処、指事不候之間、無何思食過候了、澄舜堅者、御教書事も先於此御所申御沙汰候き、然上御代官之由令申候之間、細々其寺令候き、令逝去上へ定寺も(後欠)

なお、藤原永光が公経の家司であることは、酒井安治氏の御教示による。

⑬ 系図注⑩。

⑭ 宝積寺の領主権が西園寺家から一条家へ移動した経路は二つ考えられる。①円明寺と同様、西園寺公経から女婿の九条壇家を経て、その息一条実経(母は、公経の娘淑子)に伝領されたか、②公経から娘淑子を経て、その息実経に伝わったかであろう。いずれにせよ淑子を介する母系を基礎に相伝されたことはまちがいない。

⑮ 仲興寺は十二、三世紀に存在が確認される寺院で『宝』町史47、No.2など、小字高麗田の西側にあったが、これは播磨大路南沿いにある(拙著注⑩19頁の地図参照)。

⑯ 「山崎通分間延絵図一」(東京国立博物館所蔵『五街道分間延絵図』、東京美術、一九七八年)など。

⑰ なお、林亨氏によると、近世大山崎の町並みのうち北半の地域(高橋バス停付近以北)については、中世末期にいたるまで居住痕がほとんど発掘されないという。西園街道沿いの都市域の広がりは、中世においては近世以降よりかなり短かったものと考えられる。

⑱ 保立論文注はじめに⑤、同「菴津宿」(高橋編著注はじめに③)、西岡虎之助「荘園における倉庫の経営と港灣の発達との関係」(『荘園史の研究』上、岩波書店、一九五三年)、脇田論文注はじめに⑦参照。

Ⅲ 室町幕府の成立と大山崎

1 神人在所の確立

前章でみたように、中世前期の大山崎は諸権門の所領が錯綜し、都市民もそれぞれの領主に様々な形態で仕え、全体としての統一性は乏しかった。先述のごとく、鎌倉時代前期にはすでに大山崎に油商人がおり、石清水八幡宮神人としての特権をえて活動を開始していたが、当地には他に散所雑色なども多く、この段階では神人はそうした多様な身分の一つに過ぎなかった。

ところが十三世紀末から十四世紀前半にかけて大山崎の八幡宮神人が神興を入洛させたり、八幡宮に閉籠したりする事件がつづく（『仁部記』町史70など）。事件の原因や経過はそれぞれ異なるが、大山崎の神人がこの時期、急速に力をつけていったことはまちがいない。このことは一方で、多くの都市民の神人化を加速させたのではなからうか^①。神人たちは、八幡宮に日使頭役をはじめとする神事奉仕を行い、燈油を調達するかわりに、荏胡麻油製造・販売の独占権を認められ、朝幕その他の諸公事や関料を免除された。そのため特権を目指して神人となったものは油商工業者に限らなかった。

こうして成長していった神人組織に、はじめて公的な権限を付与したが、明徳三年（一三九二）の足利義満御教書である（『離宮』60）。

（花押）
（竊聽）

八幡宮大山崎内、東限円明寺、西限水無瀬河、依為日使大神事等重役神人在所、自往古以来、物所不勤公方課役也、爰以関戸院、号摂州内、成違乱云々、太不可然、早任先例、於山崎者雖為向後諸事、可停止守護綺者也、就中 内殿御燈油荏胡麻諸関津料并兵庫嶋升米以下、固可止其妨状、下知如件、

明徳三年十二月廿六日

ことは、大山崎の西端にある関戸院に対し、摂津守護代と思われる内藤弾正左衛門尉が段銭以下を催促したことに始まる。これに反発した大山崎神人が幕府に訴えて御教書が発せられた。この御教書が画期的であるのは以下の三点による。第一は、大山崎の領域を東は円明寺、西は水無瀬河までと公権力が明示して、確定したこと。これは実態としての都市域を上まわるものであったが、特に西側については山城・摂津国境をまたいで発展していた大山崎の現状を追認したものとなっている。

第二は、大山崎を「日使大神事等重役神人在所」として明確に位置づけたこと。これは公権力が、神人によって構成される都市として大山崎を初めて認知したことを示す。当該期までに都市民の多くが神人になっていたという事実が背景にあり、またこの御教書が出されて以降、有力都市民で神人でないものが減り、身分の面での統一が一層進んだであろうことを推測させる。御教書の意義の第三は、「不勤公方課役」、「可停止守護綺」という不入権を確定したこと、である。ここに大山崎は神人の都市としての第一歩を踏み出した。

当該期の大山崎では、摂関家をはじめとする諸権門は直営の倉庫を経営するかわりに、倉庫業者にその業務を代替させるようになり、また交通運輸業者などもなかば独立した形で営業を開始していたものと思われる。そして雑色や寄人などの身分を離れたこれらの人々が神人に結集していったものと想像される。義満はこうした現状を踏まえ、神人中に公的な権限を与えて掌握することにより、都市大山崎を積極的に支配してゆく方向性を打ち出したのである。

しかし、一片の御教書によって権門支配の寺院が直ちに退転に追い込まれたわけではない。これら寺院の倉庫機能も低下し、境内・門前住民が神人に変化していったかもしれない。だが依然として諸寺院は大山崎の中でかなりの面積を占め、境内・門前や街道沿いの屋地、周辺の田畠から地子・公事を徴収する土地領主としての地位を維持したのである。

大山崎は、土地所有面では寺院の領主権が卓越し、都市民は神人中として幕府に公的に承認されて一定の自治権を有するという二重構造の都市として出発することになった。時あたかも南北朝合一の三ヶ月後のことである。

2 宝積寺の展開

a 幕府への接近

鎌倉中後期以後、一条家の寺として伝領されてきた宝積寺も、南北朝内乱勃発とともにその渦中に巻き込まれてゆく。元弘三年（一三三三）三月、淀・大山崎を拠点に六波羅攻撃をつづけていた赤松円心から宝寺僧衆中宛に、祈禱を賞する書下が届いた〔『宝』町史80、№33〕。『宝積寺文書』の中では、これが武家発給の最初の文書である。ついで建武三年（一三三六）正月、天皇方と足利方の京都争奪戦の折には、足利方から寺内安堵の禁制をもらい、天皇方から軍勢への馳参を賞する令旨を得ている〔『宝』・『西明寺文書』町史83、№37・38^③〕。京都から西国への交通の要衝大山崎にある宝積寺が、中央政界の動向から無関係であるわけにはいかなかったのである。

同じ建武三年の六月、九州から東上した足利尊氏は入洛の直前、宝積寺に対して河内国石川藤王丸并一族跡を寄進し、さらに同日付で宝積寺の寺僧に観音経を毎日三三巻勤行するように命じている〔『宝』町史84、№39・40〕。貞和四年（一三四八）には、紀州に発向する足利直冬が祈禱命令の書下を遺わしている〔『宝』町史86、№47〕。八幡に進出した南朝方に対し、大山崎はしばしば幕府方の前線基地となった。そして宝積寺も、この内乱の中で幕府と深い関わりをもつようになっていったのである。

嘉慶二年（一三八八）、宝積寺は勅願所に指定された〔『宝』町史97、№55〕。これは後円融上皇の院宣によるものであったが、その背後に足利義満の意図を見て誤りではあるまい。十年後の応永五年（一三九八）、のちに詳しくみる山林相論に勝利した宝積寺に対して義満の御判御教書が発給され、堂舎・山林の領有が安堵された〔『森川文書』町史101、№64〕。また翌年には、義満は宝積寺に大内義弘追討のための祈禱命令を発している〔『宝』町史102、№67〕。

南北朝内乱から室町幕府の安定期を迎えて、宝積寺は幕府・將軍との結びつきを強めていった。では宝積寺と、本来の

領主であった一条家との関係はどのように変化したのであろうか。

b 一条家からの自立

建武二年（一三三五）、西谷畑・山林などをめぐって宝積寺と、隣接する成恩寺の間で紛争が発生した。詳しい事情は不明だが、西谷の知行権・山境、成恩寺の管領権が問題となっている（『宝』町史83、No.36）。両寺は領主（一条家）を共通にしていたため、従来は山林など所領についてさしたる争いを生じなかったものと思われる。ところがこの時にいたり、宝積寺はそれぞれの寺領の境界を明確にし、成恩寺の管領権にまで介入しようと企てているのである。これが、宝積寺が武家との接触をはじめたまさに同じ時期にあたっていることに注意しておきたい。

宝積寺と成恩寺（西願寺）の山林相論は数十年後、再発した。『宝積寺文書』には、応永五年（一三九八）三月から四月付けで、宝積寺等の山林以下について、西願寺の違乱を停止し、寺家雑掌に沙汰付けるように命ずる山城国守護・守護代・乙訓郡代らの文書が残っている（『宝』町史99、No.59～62^④）。

この相論の経過を詳しく伝えるのが、同年七月の「下司・公文之（かな書き状）かなきしやう」である（『宝』町史100、No.63）。これによると、宝積寺と成恩寺（西願寺）の相論を沙汰人（成恩寺の下司・公文）が「（興行）こうぎやう」したと「（公方）くはう」（＝義満はお考えだが事実誤認である。すでに公方の「御はん（御）の御けうしよ（教書）」をなし下され、本所（一条家）よりその旨に任せて御沙汰があったのだから、沙汰人の「（冊）ひか事」はない。宝積寺も「（氏寺）うちてら」であるから、疎遠には思わない。向後もうしろめたいこととはしない、と起請している。義満の御判御教書（現存せず）をうけて、両寺の領主である一条家が宝積寺勝訴の決定を下した。しかし義満は、下司・公文が相論を主体的におこなったのではないかと疑い、追及する姿勢をみせた。これらのことから、この相論にあたっては義満が強い主導権を発揮して、宝積寺に有利な裁定を行っていることがうかがいしられるのである。

そして決定的な御判御教書が出された。前項でもふれた、同年十二月の義満の御教書である『森川文書』町史101、No.64。幕府によって宝積寺の寺領は最終的に確定され、以後、宝積寺が山林相論を交えることはなくなり、幕府管領奉書によって寺領を安堵されつづける(『宝』町史101、No.65など)。さらに西願寺との相論の翌年、これも先にみたように義満は宝積寺に「凶徒退治」の祈禱を命じた(『宝』町史102、No.67)。一方、この後、宝積寺と一条家の関係を示す文書は『宝積寺文書』から全く消えさる。一条兼良が文明十二年(一四八〇)に記した『桃華藥葉』は、宝積寺について「進巻教之外、無殊得分」と記すのみである。

宝積寺は室町幕府へ接近するのと反比例して鎌倉時代以来の領主一条家と距離をおくようになっていった。一方、幕府、なかでも將軍義満は積極的に宝積寺の取り込みを図っていたといえよう。幕府(義満)との直接的なつながりによって權益を確保しようとする宝積寺のありようは、義満から一定の自治権を得た大山崎の神人中の運動とまさに同じ方向性をもっていたといえよう。逆に、義満は神人中同様、宝積寺を掌握することで都市大山崎支配を意図していたのではなからうか。^⑥

3 都市寺院の変貌

室町幕府の成立をうけて宝積寺が新たな展開をとげてゆく一方、平安期からつづく、大山崎の他の諸寺院はどのような動向を示すのであろうか。

成恩寺(西願寺) 先にみたように、応永五年、成恩寺は宝積寺との山林相論に敗れたが、当寺はその後も一条家の寺院として存続しつづけた。応永二十五年(一四一八)に亡くなった一条経嗣が「成恩寺殿」、文明十三年(一四八一)に没した有名な一条兼良が「後成恩寺殿」とよばれている事実からもこのことは確認される。しかしその衰勢はおおうべくもなく、天文三年(一五三四)、茶園の領主としてあらわれる(『足田種信文書』町史157)のを最後に、元禄年間の復興まで当寺に関する史料は全く失われるのである。

円明寺 宝積寺とともに西園寺家から一条家に伝来した当寺も、一条兼良の『桃華藥葉』では「于今雖有管領之称、乱世已後、寺家顛倒、有名無実也」とされた。江戸時代初期には薬師堂が残るのみであったという。

相応寺 応長元年（三一）⁽¹⁾、秦助長が「相応寺惣追捕使職三分一」を宛行われている（『井尻松子文書』町史76）。助長は、大崎の有力都市民である井尻氏で、永徳二年（三八）には、童石丸が惣追捕使職相続を認知された（同右、町史96）が、この童石丸も井尻氏の一族と推定される。

康成二年（三九〇）に作成された相応寺領の目録は妙悟庵宛であった（同右、町史97）。この目録が井尻家に伝来したことからみて、惣追捕使に任命された井尻氏が、相応寺の所職・権益の一端を獲得したことが推定されよう。

関戸院 当院については、十二世紀以降、その詳細は不明であったが、文安元年（一四四四）、再び史料に登場する。円理が、「円満院御領関戸院」の沙汰人田所・惣追捕使⁽¹⁾の重代相伝の地である屋敷を関戸保の越後殿に売ったのである（『井尻松子家文書』町史110）。永禄五年（一五六二）には、関戸院は円満院領として幕府から安堵されている（『円満院文書』町史163）が、近世以降については全く不明である。

以上、平安期以来の諸寺院について十四世紀以後の姿を瞥見してきた。これら寺院についての当該期の史料は極端に少なくなり、詳細は不明であるが、撰関家などに勢力の基盤を求める寺院の多くは成り立たなくなっていたのであろう。⁽¹⁾これは、一条家から離れて幕府と結びついていった宝積寺の繁栄と対照的でさえある。

そしてしばしば、惣追捕使職などにかかわって、衰退する寺院の権益を都市民が引き継いでいることが注目される。都市大崎の担い手が寺院から都市民へと変化していたことは、もはや誰の目にも明らかであった。

① 田良島智「中世淀津と石清水神人」『史林』六八一四、一九八五年）
参照。

② 脇田論文注はじめに⑦を参考にした。

③ №38は『西明寺文書』（東京大学史料編纂所影写本）の中にふくまれ

ているが、尊経閣文庫の『宝積寺文書』の中に原本の写がとられており、『宝積寺文書』の一部であったことはまちがいない。『思文閣古書資料目録』善本特集第三輯（思文閣出版、一九九一年）に写真が掲載されているが、偽文書の疑いも残る。

④ ①善以・宗全(守護奉行)人→牧新左衛門入道(善口、守護代)

②牧新左衛門入道(善口(守護代)→林垣藏人入道(信阿)・遠藤丹後入道(永富)(ともに乙訓郡代)

③(洲江)頼安・(林垣)沙弥信阿(ともに乙訓郡代)→(宛名なし)

④(遠藤)永富(乙訓郡代)→(宛名なし)

今谷明「増訂 室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」(守護領国支配機構の研究)、法政大学出版局、一九八六年)参照。但し、人名・職名など、一部訂正した。

なお、これらの文書によって、宝積寺と共に修成寺(修成寺)の山林以下も寺家雜掌に沙汰付けられている。

⑤『陰源軒日録』文明十七年九月十八日条によると、「三聖寺末寺宝積

IV 自治都市の発展

1 都市民の成長と宝積寺

大山崎の都市民と宝積寺のつながりは、十三世紀半ばに初めて確認できる。正嘉元年(一二五七)、長者・安主・執行などが連署を加え、山を宝積寺に寄進した。この山は昔、「キロメキノ尾」とよばれていたが、今は「長者尾」と号する(『宝』町史66、No.10)。従来の研究から明らかかなように、ここで署名をしている長者(六名)・執行・安主などによって鎌倉期大山崎の「長者中」は構成されていた。^①「寄符志」^(付)として「各現世安穩・後生善処、兼又為有思先亡後滅幽靈出離生死往生極樂」が挙げられており、宝積寺が長者らの信仰対象になり、「長者中」の寺院として位置づけられていたことがわかる。

永仁二年(一二九四)には、清原則時が後生菩提のため重代相伝の畠を宝積寺に寄進している(『宝』町史72、No.20)。寄進主体の則時も、寄進状に連署している則助もともに清原氏で、右にみた山寄進状にみえる長者・執行清原氏と同族である。

寺」は康暦元年(一二三九)に足利義満から摂津国島上郡芥河内の所

領を寄進されたという。三聖寺は東福寺内の寺院であり、ここでいう「宝積寺」が大山崎の宝積寺かどうか確証はないが、摂津国芥川は大山崎からも近く、寺領を与えられたとしても不思議ではない。

④ すでに十三世紀半ばには、宝積寺が大山崎都市民の中心寺院として信仰を集めはじめていたこと(IV章参照)を、義満は当然知っていただろう。

⑦ 元来、摂関家などの結びつきが強い西観音寺については、当該期の動静はわからない。しかしV章で見られるように、大山崎内での近世初頭の高い地位から類推すれば、室町・戦国期にも一定の寺格を保っていたものと想像される。

う。

このように宝積寺は、一条家の寺院であった鎌倉時代半ば、すでに大山崎の有力都市民の信仰を集めはじめていたのである。

ところで、『宝積寺文書』に含まれる寄進状類の内、権門勢家によらないものは一八通を数える。正嘉元年の長者中のものを除き、寄進主の俗姓がわかるものを挙げると清原・中村・井上・井尻など、いずれも大山崎の有力都市民である。またそれぞれの寄進の目的は先祖供養、現世安穩、後生菩提などであった。なおこのうち一五通までが十四、五世紀に集まっている^②。

次に『宝積寺文書』中の売券についてみると、その宛先（買主）が宝積寺（またはその寺僧）であるのはむしろ少数で、清原・河原崎・津田・松田・井上ら大山崎の有力都市民が宛先のものが多い^③。こうした売券の土地について、必ずしも宝積寺への寄進状が伝わっているわけではないが、これらの土地がのちの寄進によって宝積寺の所有に帰したがために、売券も宝積寺に残されたと考えられる。これらの売券のほとんどは十五世紀までのものであり、宝積寺への寄進は十五世紀末までにほぼ完了していたと推定してよからう。そしてその土地を宝積寺に寄進したのは、買主としてあらわれる大山崎の有力都市民であることもまちがいない。

以上の分析によって、十四、五世紀、大山崎の有力都市民の多くが宝積寺に田畠を寄進していたことが確認された。寄進の目的から明らかなように、彼らは宝積寺の観音を信仰して先祖の菩提を弔い、自らの現世・後生のために寄進行為を行ったのである。当該期におけるこうした寄進急増の背景には、彼ら有力都市民の経済的実力の向上があろう。

十五世紀、大山崎油神人は、幕府の強力な保護によって独占的商圏を最大規模にまで拡大し、多大な利益をあげていた。他方、神人中の都市として位置づけられた大山崎には、前代以来の交通上の立地条件をいかし、為替屋や旅宿が存在し、交通運輸業者（馬借・車借や舟運業者）も多かったものと思われる。このほか米商人なども輩出したが、これら有力都市民が

富貴であったことは、彼らの中に酒屋・土倉も多く、大山崎が徳政一揆の襲撃対象になっていることから理解される。

このように都市大山崎が発展して有力都市民が経営上の余裕を獲得し、先祖や自らの菩提に関心を向けるまでになったため、その多くが宝積寺に信仰のより所を求めていったのである。

ではなぜ宝積寺に、都市民の信仰をうけとめることができたのであろうか。当寺が鎌倉時代中期から彼らの信仰を一定度集めていたことがその理由の一つであることはまちがいない。しかしそれ以上に、当時の宝積寺が置かれていた政治的状況も重要であろう。

鎌倉時代まで保護下にあった一条家からはなれて室町幕府に接近した宝積寺であったが、財政面での幕府の援助は不十分であり、いきおい他に基盤を求めなければならなくなる。そこで、膝下である大山崎都市民の信仰を一層集める努力をはじめたのではなからうか。逆に大山崎の中で唯一、幕府の直接的な保護下にあったのが宝積寺であったため、その安定性が都市民に信仰対象として宝積寺の姿を浮かび上がらせることにもなったのだろう。

こうして宝積寺は、都市民が成長し、都市大山崎が変化してゆく時期を、自らの基盤の転換によって巧みに乗り切ったのである。

2 信仰の重層化と寺院の発展

a 寺庵の簇生

平安期以来の寺院とは別に、十四世紀になると多数の新しい寺院が大山崎に生まれてくる。

大山崎出身の友山士徳は延文二年（一三五七）、当地に東福寺末の万年正統院を開基し、これを受けた門弟の万峰祖灯が地藏寺を興隆した。地藏寺の末として五ヶ寺尼寺や寺庵が大山崎に建てられ、その内、円通庵（一三九六年）、清源庵（二四八六年）、景陽庵（一五五七年）、金蔵寺（一五九六年）などの開創年代が知られている。のちに千利休が作った茶室待庵で有名

表1 大山崎の寺院の開基年代

時代	西暦	年数	寺院数
奈良時代以前	～ 793		5
平安時代	794～1184 (391)		13
鎌倉時代	1185～1332 (148)		1
南北朝時代	1333～1391 (59)		3
室町時代	1392～1492 (101)		5
戦国時代前期	1493～1531 (39)		6
〃 後期	1532～1567 (36)		13
安土桃山時代	1568～1599 (32)		11
江戸時代	1600～		3
合	計		60

になる妙喜庵も十六世紀末、地藏寺末として開創されたといわれている。開基土俵はおそらく有力都市民の子弟と考えられ、末寺寺庵の多くも同様、都市民の財政的援助によって開創したものであろう。

大山崎都市民の新しい信仰の姿の萌芽を示すのが次の例である。文明九年（二四七七）、関戸正喜は父常心庵主・母慈宗大師の菩提、正喜・正繁逆修のため田地を花園妙心寺へ寄進した。そしてその条件として、「但、天下泰平時、御門中心一字造立仕者、其時、彼寺宇江可被付下者也」としている（『妙心寺文書』町史122）。すなわち応仁・文明の大乱が終わって私が妙心寺内に寺庵一字を建てたなら、この田地をその庵のものとして欲しいというのである。この正喜の希望が叶えられたかどうかはわからないが、単に既存の大寺院に先祖菩提や現世安穩を祈るばかりでなく、大山崎の都市民が自らの寺庵をもとうとしはじめたことは確認されよう。

元禄五年（一六九二）の「大山崎寺改帳」は、各寺院の宗派・本末、寺領石高、開基年代・人物などを記したものである（『離宮』町史231）。この改帳をもとに、大山崎の諸寺院の開基年代をまとめたのが表1である。信憑性に疑問の残る奈良・平安時代を除けば、圧倒的多数の寺院の創設が十六世紀、それも中期以降に集中していることがわかる。この時期が、大山崎において寺庵建立ラッシュの時期であった。

同帳のうち、建立・再興者の俗姓がわかるもののみを取り出し、また『大山崎史叢考』^⑤なども参考にしてまとめたのが表2である。十四世紀末以降、松田・井尻・井上など大山崎の有力都市民による建立・再興がみられるようになる。なかでも井尻家の寺である大念寺は建立直後の永禄元年（一五五八）、勅願所の指定までうけている（『大念寺文書』町史162）。おそらくはこうした傾向は、十六世紀の開基者不明の他の多くの寺庵についても当然あてはまるであろう。

表2 大山崎の寺院の建立・再興者

年代	寺名	建立・再興者
推古天皇期	不言寺	摂津国垂水岩氏女
仁平4年(1154)	西観音寺	[再興]河内国八戸重忠
弘安2年(1279)	成恩寺	藤原(一条)実経
観応2年(1351)	真成院	薬師寺公義
応永3年(1396)	円通庵	松田一族
応永34年(1427)	岩上地藏堂	道詮(松田一族々)
応仁年中(1467~9)	千光寺	六保社家
明応7年(1498)	瑞雲寺	井尻有助
永正元年(1504)	引接寺	岩上町中
永正13年(1516)	勝幡寺	[再興]井上道西
弘治元年(1555)	大念寺	藜(井尻)長助
天正元年(1573)	安養院	一溪士等(松田秀量)
天正6年(1578)	洞雲寺	織田悦三
寛永12年(1635)	神照院	河原崎貞知

ていく。⑧

こうした状況の中で有力都市民の経済的成長は、彼らに家産・家名の継承に基づくイエ観念をもたらし、そのアイデンティティーの表現としてイエの寺庵の創設に踏み切らせたのではなからうか。そして個々の都市民は、それぞれの寺庵を信仰の拠点とし、保護・整備を加えていったものと思われる。大山崎の都市と寺院の歴史は新たな段階を迎えたのである。⑨

これらの寺庵は、その後も継続して都市民の保護を受けたものと思われる。たとえば円通庵(地藏寺末)をとりあげると、大永二年(一五二二)、小塩庄内の「るんつうあん」の田地については、「松田(対馬)が「あつかい」を行っている(『九条家文書』町史148)」。また戦国期には、松田対馬守秀頼が「円通庵奉行」としてあらわれる。⑩

十五世紀末から十六世紀になると、幕府の衰退にともなって大山崎神人の独占権が脅かされ、油商業はかつての繁栄を失うという。しかし戦国期の社会変動は商品流通を活性化させ、交通運輸や商取引にかかわる大山崎の都市民を刺激した。金融業者の役割は高まり、都市大山崎は全体としてより一層発展していったものと推定される。⑪ またこの頃になると、大山崎都市民の石清水八幡宮からの自立傾向が強まり、このことと関連して、神人中ではなく、より地縁的な組織である惣中が都市自治を担うようになって

b 惣庄寺庵筆頭

十六世紀になると、残存史料からみる限り宝積寺への田島ノの寄進は激減する。これは前項でみたように、大山崎の都市の志向がそれぞれのイエの寺院へ移行し、寄進もそちらへ集中するようになったことによる。では、平安時代に起源をもつ他の多くの寺院と同様、ついに宝積寺も衰退してゆく運命にあったのであろうか。

いまだ十五世紀の事象に属するが、寛正四年（一四六三）、大山崎惣中の正月のオコナイ行事に宝積寺の僧侶がよばれている。^⑩これは当時、宝積寺が個々の都市民のみならず、大山崎の都市共同体全体の信仰をも集めていたことを示唆する。

永正十六年（一五一九）、宝積寺の梵鐘が再興された。鐘銘によると、松田勘解由左衛門尉宗誠・買屋三郎右衛門宗吉・魚屋五郎衛門ら大山崎の有力都市民が檀那となり、「天下泰平、国土安穩、特庄内安全、十方檀那諸人快樂」のためにこの鐘を鑄させたという。^⑪「庄内安全」を祈り、宝積寺で日夜絶えることなくつかれる鐘の音は、中世大山崎に住む人々に特別な響きとして伝わったのではなからうか。この鐘銘は、宝積寺が「庄内安全」を司る寺院であることを示し、それ故にこそ有力都市民がこうした鐘を当寺に寄進したのであろう。^⑫

この鐘銘は、いま一つ重要な示唆を与えてくれる。元禄五年（一六九二）の「大山崎寺改帳」（『離宮』町史31）によると、宝積寺の院坊の内、例えば覚昇坊について「六百九拾壹年己前長保四寅年中興幸盛開基」とある。ところが幸盛は永正十六年のこの鐘銘にあらわれる人物であることから、「寺改帳」の意図するところは「長保四寅年開基、中興幸盛」であろうと推測されている。同様の例は、自性院と乗源、大仙院と乗静、多門院と榮通、無量寿院と源榮、松之坊と榮俊についても確かめられる。これらの院坊は「寺改帳」で「寺家六ヶ寺」とよばれ、近世初期の宝積寺で最も有力な院坊であったが、そうした院坊がいずれも十六世紀初頭の人々によって中興されたということは、この時期が宝積寺にとって空前の院坊中興ラッシュの時期であったことを意味する。

十六世紀が、大山崎都市民がそれぞれのイエの寺庵を建立したラッシュの時代であったことはすでに述べた。都市民の

そうした志向が、宝積寺内の院坊の新たな建立、中興に向かったとしても不思議ではない。ここにあらわれる幸盛以下の人物については不詳だが、すくなくともその背後に有力都市民がいたことはまちがいないだろう。¹⁵⁾

天文二十年(一五五二)、慧集喝食が、先天慧恩首座の一周忌頓証菩提追善のために宝積寺に十貫文を寄進し、本堂の軒柱を造営した〔宝〕町史1頁、No.86)。禅僧が真言宗宝積寺に柱を寄進した理由は、この寄進状の端裏書からしられるように、慧集の俗名が井尻六郎左衛門であったことに求められよう。おそらく六郎左衛門のイエの寺院が禅宗で、出家して慧集と名乗っていたが、宝積寺の本堂造営にあたって軒柱の寄進をかって出たものであろう。

十六世紀、大山崎の都市民が先祖菩提・後生安穩を祈願する対象はイエの寺院に移り、宝積寺においてもそのための院坊が新設・再興された。そして宝積寺は「庄内安全」を体现する寺院として位置づけ直され、梵鐘鑄造や本堂造営にあたって都市民が多額の寄進を行っている。当該期の大山崎においては、都市の中心寺院宝積寺に対する信仰(惣中として、個人として)と、それぞれの寺庵への有力都市民(イエ)の信仰が重層的に展開していたのである。

時は下って慶長六年(一六〇二)、大山崎の寺庵・神人が連判して「山崎惣中」宛に掟書をしたため、一味同心すること、何事も惣中へ任せることなどを誓った〔離宮〕町史186)。この連判の筆頭で、六保・五保の隠居や上・下の若衆中に先んじて署名しているのが、西観音寺と宝積寺であった。この掟書の端裏には「山さき惣庄かための連判」と記され、きわめて重要な定めであったことがわかる。そうした掟書の中で宝積寺は、寺庵の筆頭であるのみならず、大山崎惣庄の隠居・若衆中や有力都市民に先んずる存在だったのである。当時、大山崎の事実上の領主であった惣中と、ここに連署している都市民らの関係が不分明であるため、惣中と宝積寺の相互関係も明らかではないが、宝積寺が信仰面のみならず、政治的にも力量を認められ、大山崎惣庄で最重要の構成員の地位を獲得していたことはまちがいない。こうした近世初頭の宝積寺の地位は、戦国時代にはすでに設定されていたであろう。¹⁶⁾

戦国時代末期、宝積寺は大山崎の中心寺院として、信仰上、政治上で不動の位置を占めていたのである。

- ① 脇田論文注はじめに⑦など。
 ② 拙著注Ⅱ⑩25頁の表2参照。
 ③ 同右22頁の表1参照。
 ④ 『京都府の地名』(注Ⅱ⑧)「地蔵寺跡」。
 ⑤ 注はじめに⑥。
 ⑥ 『壬生家文書』四一一一八一。なお、同文書の松田対馬守の花押は、『離宮』290の同人の花押(京都大学文学部博物館古文書室影写本による)と一致する。
 ⑦ 大山崎の都市民・寺庵が金融業を営んでいたことは以下の史料にあらわれる。文明十三年、中西・井上治部入道・実相坊・澄心庵宅蔵主・津田大次助(『政所賦銘引付』)、山崎倉帯刀入道行心・信善谷西坊・実相坊・近藤軒(『賦引付』一)、天文十六年、柴垣平三素恒など(『銭主賦引付』(一部は町史126・159))。
 ⑧ 諸論文注はじめに⑦。
 ⑨ 中世後期刊落における有力農民とその寺庵の関係については、竹田聰洲『民俗仏教と祖先信仰』(東京大学出版会、一九七一年)など参照。
 ⑩ 「董使年中行事覚書」(藤井光之助所蔵、『島本町史』史料編5頁)。
 ⑪ 江戸末期の史料では、宝積寺・西観音寺住僧が惣中の祭礼に「御師」

V 城下町から近世都市へ

1 統一政権と大山崎

戦国の争乱の中で多くの軍勢が大山崎を通過し、ここに戦陣を構えた。また背後の天王山には、山城・摂津・河内三国に備えるべく山城が築かれた。『離宮八幡宮文書』に数多く残された禁制からは、都市共同体が諸勢力の間を奔走する姿

- として参加していることが確認される(『大山崎史叢考』(注はじめに③335頁))。
 ⑫ 『町史』史料編は鐘銘の全文を引用していないため、坪井良平『日本古鐘銘集成』(角川書店、一九七二年)による。
 ⑬ 笹本正治『中世の音・近世の音』(名著出版、一九九〇年)参照。
 ⑭ 坪井著書注⑫によると、法印乗源と西座慶善の間に区画を別にして、栄通・豪乗・栄俊・幸盛・源祐・栄信・侍従公の七名が連記されている。
 ⑮ 本項の最初でのべたように、十六世紀になると宝積寺に対する田島の寄進が激減するかにみえる。しかし現存の『宝積寺文書』が宝積寺本坊のみに伝承した分だとすれば、それに数倍する量の文書が各院坊に所持されていただろう。十六世紀の段階で宝積寺に多くの院坊が出現したため、田島の寄進がそうした新しい院坊に集中し、本坊には集まらなかつただけかもしれない。なお『雍州府志』五(寺院門下)は、最盛期、宝積寺には十二の院坊があったと伝える。
 ⑯ この捷書に表れる宝積寺の地位は、V章で検討するような、羽柴(豊臣)政権のてこ入れによってもたらされたとみることも可能である。しかしそれでは西観音寺をより上位に置く理由が説明できない。やはり惣庄内での自律的な力関係によって位置づけられたものと考えたい。

が僥はれるが、にもかかわらず大山崎は何度か兵火を蒙った。都市民が軍事力として動員されることも多く、その立地からいって大山崎が完全に中立でありえるはずもない。^① こうした「自治都市」大山崎の複雑な性格については別に論じなければならぬが、ただ都市として特定の勢力の支配下に完全に組み入れられたことが一度もなかったことはまちがいない。ところが織田信長は畿内の他の多くの都市と同様、大山崎も直轄都市として位置づけていた。すでに天正六年（一五七八）、信長の西国出兵に際し、淀・鳥羽などとならんで「山崎の者共」が船を仕立てて京都まで信長を迎えに参上している。^② 翌七年には、信長は宝積寺に数日間逗留し、石清水八幡宮の修理や、信長に謀反した摂津荒木村重一族の処分などを令している。^③ そして天正八年、重臣佐久間信盛父子に対して信長が下した折檻状の一条には左のようにみえる。^④

一 山崎申付け候に、信長詞をもかけ候者共、程なく追失せ候儀、是も最前のごとく、小河かりやの取扱ひ紛れなき事、

ここで「小河かりや」の事とは、信盛が三河刈屋の水野信元の跡職を任されたのに、信元の旧臣を追放し、その知行地を私蔵して利益をあげたことをさす。おそらく大山崎についても、信長から支配を任されていた信盛が私腹を肥すのに急であつたため、「信長詞をもかけ候者共」まで没落したとして指弾されたのであろう。大山崎が織田政権の重臣の支配下にあり、また都市民の一部が信長と特別な関係を取り結んでいたことがわかる。

さらに年未詳の明智光秀・村井貞勝連署状は、信長軍通行の際の迷惑を訴えた大山崎惣中に応じて、「当所南道筋」を「広作」するように指示し、「町道一円」留めたりはしないと述べている（『離宮』308）。織田政権は、都市への狼藉を防ぐため西国街道のバイパス整備を令する一方、そのために「町道」を閉鎖して大山崎を衰退させたりはしないと書き添えることを忘れなかつた。交通路を付け替え、都市そのものの移転さえ企てる統一政権に直面し、大山崎もその性格を変えつつあつたのである。^⑤

中世都市大山崎に終止符をうったのは羽柴秀吉である。

天正十年（一五八二）七月、信長亡き後の諸問題を討議する清須会議から帰京した秀吉は、早速、天王山に居城を築きは

じめた。翌十一年六月、その居所を大坂に移すまで、天王山の山崎城が秀吉の本拠地であった。^⑥一年にも満たない短期間ではあるが、この間、織田信雄や柴田勝家との覇権争いを繰りひろげた秀吉にとっては、政権の基礎のための重要な時期であった。勝家は山崎城をさして、秀吉は「天下の絶対君主たらんとするが如くなる」有様であると批判している（『日本耶蘇会年報』町史176）。そしてこうした時期に、山崎城下の大山崎は羽柴政権の「首都」だったのである。

天正十年七月、支配を開始するにあたって大山崎宛に出した秀吉の捷書には、①油座は当所侍の他は商買禁止、②買得田畠は安堵、③麴座は以前の如く進退せよ、④理不尽の催促停止、⑤徳政免許とあり、都市大山崎やその有力都市民が以前から有していた特権や得分を保証する姿勢を示している（『離宮』312）。また秀吉は、同年十、十一月、撰銭令や博奕禁制などの都市法令を矢継ぎ早に大山崎に出した。これらは羽柴政権の都市支配の一端を垣間見させてくれるが、特に後者で「^{（隣）}となり七けん」^{（併）}の連帯責任を定めていることは、その支配が決してゆるやかなものでなかったことを示唆する（『足田家本離宮八幡宮文書』町史177）。秀吉は硬軟取り混ぜた法令によって、たくみに大山崎を城下町へと変貌させていった。

当時、大山崎には長岡藤孝など秀吉麾下の有力武将が仮寓していた（『兼見卿記』町史178）。また秀吉の茶頭であった千利休と妙喜庵功叔との交友関係が知られ、秀吉もあるいは妙喜庵で茶会など開いたかもしれない（『津田宗及他會記』など、町史176）。さらに、天正十七年（一五八九）の「社家諸神人等持高目録写」の中に「御存知之者共」として関戸・津田・井尻などがあげられ、それぞれ御書、大鞆打、大つゝミ打、碁打などと注記されている（『足田種信文書』町史182）。これは、秀吉の山崎在城当時、その許に出入りして交流していた都市民が石高を扶持されたものと考えられている。

こうして戦国時代有数の自治都市大山崎は、羽柴政権の「首都」城下町として法制的に把握され、また一部の家臣団屋敷が置かれ、秀吉が茶会を催すような城下空間ともなった。そして都市民の中には、芸能を通して秀吉の扶持を受けるものまで現れたのである。

では何故、羽柴政権は自治都市大山崎をその支配に取り込むことに成功したのであろうか。この疑問を解く一つの鍵は

山崎城と宝積寺の位置関係にあると考えたい。

2 山崎城と宝積寺

天王山頂に展開する山崎城跡の縄張り分析によると、東尾根側(現酒解神社がある側)に大手口が位置するという^⑦。ここから大手道は現在のハイキングコースと同様、山麓の宝積寺に向けて下ったものと思われる。秀吉が通常、山上の居館にいたことは、秀吉訪問時の『兼見卿記』の記事からわかる(町史175)が、宝積寺が山崎城の全体的な構造の中に取り込まれていたこともまちがいない。多聞院英俊がこの城のことを「山崎^(宝)財寺城」とよんでいることは、この推量の正しさを示している(『多聞院日記』町史175)。

城郭と城下町全体のプランから考察すると、宝積寺が、広大な山崎城―大山崎城下町のまさに中心の位置を占めることがわかる。しかも大手道の入口にあたるという防衛上の理由、狭隘で、軍勢の駐屯を忌避する大山崎の町場内に多数の屋敷を確保しづらいという理由から、宝積寺の境内、院坊に秀吉直属の武将が居を構えていたものと思われる^⑧。

こうした宝積寺を羽柴政権は特別に遇した。前節でみた「社家諸神人等持高目録写」(天正十七年)は秀吉によって認定された持高とその高主の一覧であるが、寺庵は四寺しか記載されていない。このうち宝積寺は筆頭に記載されているだけでなく、「宝寺別当坊」が別に取り上げられている(『足田種信文書』町史182)。また秀吉の関白就任(天正十三年)後の堀川近江守書状は、秀吉が尋ねたい子細があるので今日明日中に上落するよう大山崎年寄中宛に命じ、宝積寺僧衆へも同じように申し入れたので、僧衆と申し合わせて上落するようにとある。秀吉の尋問の内容はわからないが、大山崎惣中の年寄中とならぶ存在として宝積寺の僧衆が立ちあらわれている。これらはいずれも後の史料だが、大山崎が城下町であった当時の状況を反映したものと考えて誤りはないだろう。

宝積寺のこのような地位は、同寺が山崎城―大山崎城下町プランの中心にあったという地理的条件によってもたらされ

たものである。しかし秀吉の山崎城築城にあたって偶然、宝積寺が利用されたというわけではなからう。前章でみたように、戦国時代の大山崎において、宝積寺は信仰上、政治上、一つの中心に位置した。羽柴政権はこのことに注目したのである。^⑩

大山崎を支配する山崎城の大手、城郭―城下町の全体構造の中心に宝積寺をすえることは、都市民に政治的な庄迫感を与えるのみならず、彼らに対して秀吉がイデオロギー的にも優位に立つことを意味した。そしてそれは、秀吉が大山崎を城下町として支配することに「正当性」をもたらしただのである。^⑪自治都市の中心宝積寺は、城下町の核として生まれ変わった。

天正十一年（一五八三）六月、全国制覇を目指す秀吉が大坂に去り、翌十二年三月には山崎城の天主が「壞取」られた（『兼見卿記』町史18）。大山崎は短かかった城下町の時代を終えたが、あとに残った都市はもはや中世都市、自治都市としての大山崎ではなかった。惣中が公儀権力から市政一般の運営をゆだねられ、戦国期にはいまだ見られた諸寺院の土地領主権は完全に否定されて都市の二重構造は解消したものと思われる。こうして平安期以来の複雑な構造、支配関係を特徴とする中世都市大山崎は消滅し、公権力と都市共同体が直接かつ唯一対峙する近世都市が完成してゆくのである。^⑫

- ① 南北朝以降の大山崎をめぐる合戦については、中井均「山崎城跡の構造と歴史」（『長岡京』三〇、一九八三年）が詳しい。
- ② 『信長公記』天正六年五月十三日条。
- ③ 同右、天正七年十二月十二日条。
- ④ 同右、天正八年八月十二日条。朝尾直弘『將軍権力』の創出（二）（『歴史評論』二九三、一九七四年）参照。
- ⑤ 小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」（『国立歴史民俗博物館研究報告』八、一九八五年）、前川著書注はじめに①など参照。なお、大山崎町役場に保管されている明治年間地籍図類を調査したが、「南道筋」の明確な痕跡と思われるものは見いだせなかった。
- ⑥ この間の史料についても、中井論文注①参照。
- ⑦ 中井論文注①、同「山崎城の構造」（『長岡京古文化論叢』、同朋社出版、一九八六年）、池田誠「天王山宝積寺」（『村田修三編』『図説中世城郭事典』二、新人物往来社、一九八七年）。
- ⑧ 『武功夜話』巻十でも、当域のことを「宝寺」とよんでいる。
- ⑨ 「新修宝積寺絵図」（近世前期作）によれば、山崎合戦の際に秀吉麾下の武将が、勝家方との講和交渉の際には勝家配下の武将が、それぞれ極楽坊以下の院坊に寄宿したという（吉川著書注はじめに⑧392頁）。
- ⑩ 大山崎に出陣した軍勢が宝積寺に駐屯することは戦国期からみられる（『大乘院寺社雜事記』町史18）。
- ⑪ 山崎城と宝積寺の位置関係は、信長の安土城と摺見寺の関係を連想させる。

⑫ 戦国・織豊期京都でも同様な過程が進行したことは、拙稿「中近世

移行期の権力と都市民衆」(『日本史研究』三三二、一九九〇年)参照。

おわりに

江戸時代の大山崎は、中世の神人の系譜を引く有力都市民が社家中として幕府からその行政を委任されていた。諸寺院は、中世都市における領主の地位を失ったばかりでなく、その独立性、政治的実力まで喪失していった。そうした中で、宝積寺と西観音寺だけは社家中に組み込まれ、なお一定の自立性を保持しつづけたが、昔日の面影はない。こうして大山崎の諸寺院は幕藩体制に奉仕する寺院へと変貌をとげてゆくが、その過程については別途考察が必要であろう。

本稿では、九々十六世紀の都市大山崎を舞台に、都市構造の展開と寺院のかかわりを追究してきた。ここでいう都市構造とは、一つは物理的な意味で、建物や田畠山林、道路・橋梁などによって形成される景観、平安京・京都との位置関係などをさす。二つ目には都市支配の構造の意で、國家的支配や土地・人の分割支配、また都市共同体支配など。都市構造の第三は都市共同体のあり方で、座、神人中、惣中などさまざまな集団によって構成される組織構造をさす。大山崎において、こうした都市構造の歴史的展開が時代ごとの都市の性格を規定し、それが寺院のありよう、興亡ときわめて密接に関連することが明らかになった。

従来、神人の都市という側面が強調されがちであった中世大山崎について、本稿では寺院に注目することにより、別の角度からその姿を解明することができた。中世都市のもっとも顕著な特徴の一つは、寺院との深いかわりにあるといつて過言ではない。しかしそのかわり方は、時代により、都市の性格によりそれぞれことなる。本稿が一つのきっかけとなって、中世の都市と寺院をめぐる研究が少しでも進展すれば幸いである。

① 都市空間論・景観論上の論点については、拙稿「城下町と自治都市」

(『国史学』一四三、一九九〇年)で一部まとめておいた。

〔付記〕 本稿は、一九九一年五〜十二月、寺院史研究会、日本史研究会中世史部会、戦国・織豊期研究会などでの報告をまとめたものである。報告の場、その他で貴重な御助言をいただいた皆さまに改めて御礼申し上げたい。

なお本稿は、文部省科学研究費一般研究（B）「中世・近世畿内における寺社文書の研究」（代表大山喬平）の成果の一部である。

（京都大学文学部助手

）

The Development of the Medieval City of Ōyamazaki and Temples

—The City Structure from the Heian
Period to the Azuchi-Momoyama Period—

by

NIKI Hiroshi

Examining closely the city of Ōyamazaki from 9th Century up to the 16th Century, I will explain the characteristics of medieval cities and change of the temples' role. Before 10th Century the temples in Ōyamazaki, standing in between a lot of public facilities controlled by the government, clearly had the nature of defending the state and ideologically speaking they guarded the western border of the Heian Capital.

After 11th Century, during the Kamakura period, the area of Ōyamazaki was divided amongst various and powerful nobles and the temples were turned into the sites for their store-houses or the residences for lower workers serving the nobles. But when the Muromachi Shogunate was established, Ōyamazaki was recognized by the government as Jinin-zaisho (residence for lower workers serving of the *Rikyu-hachiman* shrine) and with the exception of the *Hōshaku-ji*, which had strong relations with the government, the other old temples gradually declined.

In the age of Civil wars, a citizens' *Sōchū* (commune) controlled Ōyamazaki and some powerful citizens founded temples for their own families. These temples and the *Hōshaku-ji*, which had become the leading temple in the whole area, formed the two layered religious structure. During the age of Hashiba government in Ōyamazaki, the *Sōchū* (commune) was forced under the control of the government. The premise to this was that the *Hōshaku-ji* which was at the center of the citizens' activity, was situated in the center of the castle-city plan.